

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

臨検！ 労働基準監督署

指導の中心は、「労働時間管理」と「健康管理」

ある日突然に労働基準監督署から監督官がやってきます。名刺をみると「・・・方面」労働基準監督官と書いてあります。

「方面」(監督課)の主な仕事

・申告・相談受付

法定労働条件に関する相談や、違反事実について行政指導を求める申告を受け付ける。

・臨検監督(監督指導)

労基法などの法律に基づき、定期的にまたは申告などを契機として、会社に立入り、機械・設備や帳簿などを調査して労働条件について確認します。その結果、法違反が認められた場合には会社などに対しその是正を指導します。また危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命じる行政処分を行います。

・司法警察事務

会社などが、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など、重大・悪質な事案については、労基法などの違反事件として取調べ等の任意捜査や捜索・差押さえ、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

さて、監督官はどのような理由でやってきたのでしょうか。定期監督：年度の監督計画により労働基準監督署が任意に調査対象を選択し調査します。申告監督：労働者からの申告に基づき調査がされます。どちらも法令違反があった場合には、是正勧告がされます。

定期監督では、会社の組織図、法定三帳簿(労働者名簿、タイムカード、賃金台帳)、雇用契約書(労働条件通知書)、就業規則・36協定、健康診断個人票、有給休暇の取得状況の管理簿、規模によっては安全衛生委員会議事録等の提示が求められます。

タイムカードと賃金台帳では、労働時間が適正に把握されているか、給与が正しく支払われているか、残業手当の算出が正しいか確認します。36協定は、実際の労働時間が協定で定めた時間外労働時間内で収まっているか。労働条件通知書は、記載に漏れがないか、また記載内容が法令、就業規則、給与の支払いが合っているか。就業規則には、最近の法改正が反映されているか。など、法令全般の調査をします。会社の労働法関係の健康診断のようなものです。

監督の結果、法律違反があれば「是正勧告書」か、改善を命ずる「指導票」が出されます。それぞれ「是正報告書」「改善報告書」を提出します。

この対応が大事です。「是正報告書」の様式どおりに書けばいいってものではありません。是正と一緒に、今後の改善計画等に会社の方針、考え方をしっかりと伝えたいところです。

安全衛生委員会などは議事録だけでなく、委員会や議事録を掲示した写真、改善・工夫した写真も、中には改善に加わっているメンバーの決意表明等も添付します。これは、監督署への格好付けではありません。考えを活字や写真にしていくことによって、考えはより一層深くそして広がっていきます。臨検はチャンスです。改善は社長や部長ひとりで行うものではありません。現場を巻き込んで、できるだけ多くの従業員を巻き込んでやっていけば効果絶大です。

ちなみに、平成27年の定期監督は、全国で133,116事業場で実施され違反率は69.1% 労働時間がトップでした。

申告監督は、26,280事業場で実施され違反率は70.7% 賃金不払いがトップでした。